

公募型比較見積実施要綱

制 定 平成 21 年 6 月 1 日
最近改正 平成 25 年 8 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人大阪市立大学（以下「本法人」という。）が発注する工事請負を除く契約において、参加しようとする者を募集する比較見積（以下「公募型比較見積」という。）により行うものについて、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 公募型比較見積の適用範囲は、予定価格の額が公立大学法人大阪市立大学契約規程（以下「契約規程」という。）第 12 条第 1 号で定める額を超えない契約とする。

2 単価契約については、予定単価額に予定数量を乗じた額が前項に該当する契約とする。

3 前 2 項の定めにかかわらず、次の各号に該当するものについては、適用範囲外とする。

(1) 予定価格の額が 50 万円（外部資金を財源とする場合は 100 万円）未満の契約

(2) 特名随意契約によることとした契約

(3) 緊急の必要性を有する契約

(4) 製品指定により代理店が限定されている契約

(5) その他公募型比較見積によることが適当と認められない契約

(発注する契約の公告)

第 3 条 公募型比較見積を実施するときは、大阪市立大学ホームページ（以下「ホームページ」という。）における掲載及び契約担当窓口での掲示により、比較見積に必要な事項を公告するものとする。

(参加資格)

第 4 条 公募型比較見積に参加しようとする者は、次の各号に定める全ての事項を満たさなければならない。

(1) 見積書提出期限までに、当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に当該契約に係る種目に登録されていること

(2) 見積書提出期限までに、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(3) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必

- 要な場合において、当該許可、認可等を受けている者であること
- (4) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること
 - (5) 契約内容の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有している者であること
 - (6) 本法人が履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
 - (7) 本法人が参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
 - (8) その他、別途、本法人が特に必要と認めた要件を満たす者であること
- 2 前項第1号の定めにかかわらず、本法人が必要と認める場合については、当該参加資格の審査を受けることができる。

(仕様書等に関する質問及び回答)

- 第5条 仕様書等に質問があり回答を求める場合は、見積書提出期限の2日前（本法人の休日を除く）までに口頭又は書面で質問を行うものとする。
- (1) 仕様書の内容に関する質問は発注担当に行うものとする。
 - (2) 比較見積の手続き等に関する質問は契約担当に行うものとする。
- 2 質問に対する回答は、見積書提出期限までに閲覧に供し、当該質問者に直接口頭又は書面にて回答するものとする。

(参加の申込)

- 第6条 公募型比較見積の参加の申込みは、公表された仕様書内容等に基づき、見積書に所定の事項を記載のうえ、見積書提出期限までに契約担当に提出しなければならない
- 2 比較見積参加資格審査資料の提出を要する案件については、見積書提出期限までに必要な資料を契約担当に提出しなければならない。
 - 3 一度提出された見積書等については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。

(参加資格の確認)

- 第7条 公募型比較見積により契約の相手方を決定するときは、第4条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。なお、当該確認は、見積書の提出後に行うものとする。

(見積りの無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。
- (1) 第4条の参加資格がない者が行った見積り
 - (2) 見積提出期限までに提出されなかった見積り
 - (3) 見積者の記名押印がない見積り
 - (4) 同一案件について2以上の見積りを行った見積り

- (5) 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
 - (6) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り
 - (7) 見積りに関し妨害又は不正な行為を行ったと認められる者の見積り
 - (8) 契約相手方決定までに、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした見積り
 - (9) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- 2 見積りの効力は、理事長が決定する。

(契約の相手方の決定)

- 第9条 参加資格を確認した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とするものとする。
- 2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見積徴収を行い、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。
- 4 前第1項又は第3項において、契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約相手方の決定通知)

第10条 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を通知する。

(公募型比較見積の不成立)

第11条 第9条第2項又は第3項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該比較見積は成立しない。

(再度の公募型比較見積)

第12条 公募型比較見積の結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、参加資格又は仕様書の内容等を変更して再度公募型比較見積を行うものとする。

(早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

第13条 次に掲げる場合においては、公募型比較見積以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公募型比較見積の結果、不成立となり、再度公募することが時間的に困難な場合。
- (2) 前号のほか特段の事情がある場合。

(公募型比較見積の取下げ)

第14条 本法人は、契約の相手方を決定するまでは、公募型比較見積を取り下げることができる。

(誓約書の提出)

第15条 理事長が必要と認める場合は、契約の相手方及び大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。この条において、同条例第2条第5号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(契約の締結)

第16条 契約の相手方は、指定する期限までに契約書に記名・押印のうえ提出し、本法人は、提出された契約書への記名・押印をもって契約の締結とする。
ただし、契約金額が契約規程第31条に該当する契約については、請書等に記名・押印し、本法人へ提出することにより契約の締結とする。

(契約の解除)

第17条 契約の相手方決定後契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は第15条に規定する誓約書を提出しないときは、契約を行わないものとする。
2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、この契約の解除を行う。
3 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

(公募型比較見積の結果公表)

第18条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該契約結果をホームページに掲示するとともに契約担当窓口において閲覧に供する。
2 掲示及び閲覧に供する事項は、次のとおりとする。
(1) 案件名称
(2) 契約の相手方
(3) 契約金額（税込）
(4) 契約日
3 前項に基づく公表は、契約締結日の属する年度の翌年度まで行うものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、別に定めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 1 日改正）

1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日改正）

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成 25 年 8 月 28 日改正）

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお、従前の例による。